

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の 促進に関する法律の一部改正について〈日医の見解〉

平成 21 年 7 月 15 日

1. 受験資格の改正（保健師助産師看護師法改正関係）

- (1) 保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を 6 か月以上から 1 年以上に延長すること。
- (2) 助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を 6 か月以上から 1 年以上に延長すること。
- (3) 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学(短期大学を除く)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記すること。

2. 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修等

(1) 保健師助産師看護師法改正関係

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとする。

(2) 看護師等の人材確保の促進に関する法律改正関係

- ① 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記すること。
- ② 国の責務について、看護師等の研修等を明記すること。
- ③ 病院等の開設者等の責務について、イ) 新規採用看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び ロ) 看護師等が自発的に研修を受けるための配慮を明記すること。
- ④ 看護師等の責務について、研修を受けること等を明記すること。

3. その他

- (1) 改正法は、平成 22 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置を設けること。

【解説】

従来の保健師助産師看護師法は、保健師、助産師の受験資格について、6か月間の修業年限で国家試験を受験することができた。今回の改正で、それぞれの修業年限を1年に延長したものである。養成所については、指定規則に規定されているもので、今回の保助看法改正とは別に、法律の施行までには省令の改正が行われる。

看護師国家試験の受験資格は、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者、となっており、4年の大学も含まれていた。今回の改正では、新たに文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者、との文言が追記されたものであって、従来の看護師国家試験受験資格にはまったく変更がない。また、看護師免許において、養成所卒、大卒等の区別がないことは従来どおりである。

看護師等の国家資格取得後の研修等については、保助看法に新たに記載されたものであるが、あくまで努力義務であって、医師の卒業後研修制度とは全く違うものである。